

議会運営委員会

日 時 令和 7 年 3 月 25 日 (火) 午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 人事議案等について

- 第 73 号議案 教育委員会教育長の任命について
- 第 74 号議案 監査委員の選任について
- 第 75 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 参考人（議会モニター）への意見聴取について

3 議員提案議案について【別紙No.1～4】

- (1) 議第 1 号議案 議会個人情報保護条例の一部改正（発議者：各会派幹事長）
 - (2) 議第 2 号議案 委員会条例の一部改正
 - (3) 議第 3 号議案 議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
 - (4) 議第 4 号議案 会議規則の一部改正
- 提案理由説明、質疑、付託（過去の例：省略）
 - 討論

4 議会運営委員会の行政視察について

- 視察日程 令和 7 年 4 月 23 日 (水) ~ 24 日 (木)
- 視察先 ①広島市議会、②東広島市議会、③香川県三豊市議会
- 調査事項 ①インターネット中継による手話通訳の同時配信について
②一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組みについて
③「三豊市議会ハラスメント防止条例」について

5 常任委員会の行政視察について

- 総務文教常任委員会 5月14日から16日で調整中（東京都方面）
- 環境市民厚生常任委員会 5月19日または26日の週で調整中（沖縄県）
- 産業建設常任委員会 5月12日または19日の週で調整中（岐阜県方面）

6 議員の派遣について

- (1) 議会運営委員会行政視察 議長の派遣

7 3月議会最終日（3月26日）の議事等について

- (1) 会議予定（午前10時から）

- ①予算特別委員会（委員長報告確認等）
- ②3常任委員会（委員長報告確認等）
 <議運事前調整>
- ③議会運営委員会
 <会派会議>
- ④本会議（午後予定） ※議事日程のとおり
- ⑤議長記者会見、広報部会・広聴部会

- (2) 議事日程

諸報告

- 第1 第1号議案から第60号議案及び第71号議案（委員長報告～表決）
- 第2 第73号議案から第75号議案（提案理由説明、質疑、表決）
- 第3 議第1号議案から議第4号議案（提案理由説明、表決）
- 第4 議員の派遣について（表決）

- (3) 討論通告期限 本日25日（火）16：00

8 令和7年亀岡市議会定例会6月議会について【別紙No.5】

9 その他

- (1) 次回の議会運営委員会等

3月26日（水）3常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長・正副委員長）
上記終了後 議会運営委員会

(2) 各委員会等の日程（4月）

4月 4日（金）13：30～ 広報部会
14日（月）13：30～ 広報部会
21日（月）10：00～ 議会運営委員会
16日（水）10：00～ 産業建設常任委員会
23日（水）～24日（木）議会運営委員会行政視察
（広島市、東広島市、香川県三豊市）
28日（月）10：00～ 総務文教常任委員会
30日（水）10：00～ 環境市民厚生常任委員会

議第1号議案

亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正する
条例の制定について

亀岡市議会個人情報保護条例（令和4年亀岡市条例第32号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正
する条例

亀岡市議会個人情報保護条例（令和4年亀岡市条例第32号）の
一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第20条において」に改め、同
条第10項中「以下「番号法」」を「第12条第5項において「番
号利用法」」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表右欄中「番
号法」を「番号利用法」に、「第2条第9項」を「第2条第10項」
に改める。

第17条第1項中「以下「個人情報ファイル簿」」を「第3項に
おいて「個人情報ファイル簿」」に改め、同条第2項第1号ア中
「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若し
くは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「こ
の章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「こ
の章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)及び第12条第5項の表右欄の改正規定(「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日
 - (2) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 第53条から第55条までの改正規定の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。

議第2号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項産業建設常任委員会の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 全国都市緑化フェア推進室の所管に属する事項

第14条の2第1項を次のように改める。

委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護、疾病、看護その他のやむを得ない事由により委

員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(3) その他委員長が特に必要と認める場合

第14条の2第2項中「開く委員会」を「委員会が開会される場合」に、「に届け出なければならない」を「の許可を得なければならない」に改め、同条第3項中「前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、」を「第1項の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席する委員は、当該」に改める。

第17条第2項を削る。

第20条第2項中「求められた者は、」を「求められた者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第23条第1項中「出席して」を「おいて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申出は、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「に出席する」を「において意見を述べる」に改める。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項

中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第28条第3項中「に出席する」を「において意見を述べる」に改める。

第29条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合においては、同項の規定による署名又は押印は、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項産業建設常任委員会の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議第3号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（費用弁償）

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号）の規定を準用し、特別職に相当する旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員が次の各号に定める会議等の場に出席したときは、住居から参考場所までの距離に応じて、費用弁償として交通費の実費相当額を支給する。

- (1) 本会議
- (2) 常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 特別委員会
- (5) 全員協議会（全員初協議会を含む）
- (6) 広報広聴会議（各部会を含む）

3 前項の規定により支給する費用弁償の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共交通機関を利用した場合の交通費の費用弁償の額 実費額（ただし、定期券の支給は認めない。）
- (2) 自動車、自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を使用した場合の交通費の費用弁償の額 登序日数に亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年亀岡市規則第45号）別表第2の通勤距離に応じた1日当たりの額を乗じて得た額

(3) 前各号以外の方法により登庁した場合の交通費の費用弁償の額
実費額（ただし、当該方法により登庁することが真にやむを得ないと
議長が認めた場合に限る。）
別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の規定は、この条例の施行日以後の費用弁償から適用し、同日前の費用
弁償については、なお従前の例による。

議第4号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に、「第168条」を「第167条の2—第168条」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第18条中「、動議が」を「動議が」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「順次投票を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に
関し必要な事項は、議長が定める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」
を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第67条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第70条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならぬ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第31条」を「第31条第1項から第3項まで」に改める。

第76条中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第77条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならぬ」に改め、同条第2項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

第1章第9節の節名を次のように改める。

第9節 公聴会及び参考人

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第86条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第88条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第94条の2中「亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。）第14条の2」を「法第109条第9項の規定に基づく条例」に、「出席した委員を含むものとする」を「出席している委員を含む」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならぬ」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第117条第1項中「委員でない議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第3項中「条例第14条の2」を「法第109条第9項の規定に基づく条例」に、「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席する」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第127条中「については」の次に「、」を加える。

第128条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第129条中「条例第14条の2」を「法第109条第9項に基づく条例」に改める。

第131条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条第1項中「第31条」を「第31条第1項から第3項まで」に改める。

第137条中「とらなければならない」を「採らなければな

らない」に改める。

第138条中「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「条例第14条の2」を「法第109条第9項の規定に基づく条例」に、「委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に

意見を付けることができる。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定書の交付)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第161条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第162条中「陳述」を「陳謝」に改める。

第166条の2中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、法109条第9項に基づく条例の例による。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行なうことができる。

2 議会等が行なう通知のうちこの規則の規定において文書等により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行なうことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた

通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもの）の閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等

については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用

する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年亀岡市議会定例会 6月議会日程（案）

別紙No.5

(議会期間 22日間)

月	日	曜日	会議等	備考
5／	30	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	31	土		
6／	1	日		
	2	月	(招集告示／当初議案送付) 議会運営委員会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	3	火		
	4	水	<17:00：一般質問通告書データ提出>	
	5	木		
	6	金		
	7	土		
	8	日		
	9	月	【定例会開会】 <12:00：一般質問通告期限／17:00：請願書等提出期限>	
	10	火		
	11	水	<17:00：一般質問説明資料データ提出>	
	12	木		
	13	金		
	14	土		
	15	日		
	16	月	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
	17	火	【一般質問】（追加議案送付）議会運営委員会 <本会議終了時：質疑通告期限>	幹事会、会派会議
	18	水	【一般質問】	
	19	木	【一般質問】	
	20	金	【一般質問等】（追加議案提案）	
	21	土		
	22	日		
	23	月	総務文教常任委員会	
	24	火	環境市民厚生常任委員会	
	25	水	産業建設常任委員会	
	26	木	（委員会予備日）<10:00：意見書等提出期限>	
	27	金	市長・議長議案調整（人事議案）、議運事前調整、 議会運営委員会 <16:00：討論通告期限>	幹事会、会派会議
	28	土		
	29	日		
	30	月	各常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【定例会休会】 議長記者会見、広報部会・広聴部会	会派会議

議会運営委員会行政視察の調査事項

調査事項	視察先
<p>【インターネット中継による手話通訳の同時配信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット中継による同時配信導入の経緯 ・初期費用：手話通訳の同時配信をするための費用 ・維持費用：ランニングコスト ・導入前後の視聴者数の推移 ・手話通訳者の体制 ・手話通訳者確保の取組と運用の方法 ・実施時の人数（1日会議をした場合） ・映像配信の手法（別室で撮影等） ・実施方法 ・導入後の課題 ・手話通訳実施頻度（本会議以外の会議での実施状況） 	広島県 広島市議会
<p>【一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問・代表質問から決議につなげるまでの一連のフロー・決定プロセスは。 ・自薦や他薦、議員アンケートとはどのような内容か。 ・取組みの経緯は。 ・政策提言の実績は。（直近で年何件） ・政策提言され、政策に反映されたのか。 	広島県 東広島市議会
<p>【三豊市議会ハラスメント防止条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの実態調査はどのように行ったのか。 ・ハラスメントが発生した場合（発覚した場合）の対応プロセス・フローは。 ・条例制定に至った経緯 ・条例制定までのフローは。 	香川県 三豊市議会

議員の派遣について

議員を次のとおり派遣する。

1 議会運営委員会視察

- (1) 目的 調査
- (2) 派遣場所 広島県広島市、広島県東広島市、香川県三豊市
- (3) 期間 令和7年4月23日～24日
- (4) 参加議員 小川克己議長